

(1) 制度の概要

◆給特法（※）の改正（令和7年6月公布）※「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

- 優れた人材確保に向け、教員の待遇改善とともに、学校の働き方改革を一層推進することを規定
【改正法附則】

- ▶政府として、**令和11年度まで**に時間外在校等時間を**月平均30時間程度に削減**することを目標
- ▶その目標に向け、部活動の地域展開等を円滑に進めるための**財政的な援助**などの措置を講ずる

- 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に基づき、服務を監督する教育職員に係る、働き方改革に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定することが義務づけ

（令和7年9月：文部科学大臣が定める指針（既存の上限時間等の指針を改正）公表（P 3参照））

◆業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表等

- 服務を監督する全ての教育委員会が、それぞれ策定
 - ・県教育委員会 ⇒ 県立学校について策定 / 市町村教育委員会 ⇒ 小中学校等について策定

- 計画の内容
 - ・「達成しようとする目標」「業務量管理・健康確保措置の内容」「その他実施に關し必要な事項」

- 計画の策定期限等
 - ・**令和8年4月1日**までに計画策定が必要 ※計画期間は、各自治体の実情に応じて決定

- 計画の公表等
 - ・計画を策定・変更したときは、遅滞なくインターネット等により公表、総合教育会議において報告
 - ・毎年度、実施状況(目標達成状況含む)を、インターネット等で公表、総合教育会議において報告

- その他
 - ・地方公共団体において、教育委員会と首長部局が連携した取組を進める
 - ・県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、計画策定等に必要な指導、助言を行うよう努める

(2) 計画に定める目標

◆時間外在校等時間に係る目標

○政府として令和11年度までに月平均30時間程度に削減することなどを踏まえて数値目標を設定

(例示目標) ・時間外在校等時間が月45時間以下の教育職員の割合 100%

(参考) 県教育大綱指標：45時間を超える月が年3ヵ月以内100% (R9末)

R6 (県立) : 中学校 59.3%、高等学校 84.4%、特別支援学校 100%

R6 (市町村立) : 小学校 55.9%、中学校 39.2% ※教員業務支援員配置校のみ

・月平均時間外在校等時間 30時間程度

(参考) R6 (県立) : 中学校 34:05、高等学校 24:24、特別支援学校 17:35

R6 (市町村立) : 小学校 35:47、中学校 40:54

◆ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

※可能な限り地方公共団体の実情に応じて設定

(3) 計画に定める措置の内容

○国指針に示された「学校と教師の業務の3分類」(P 4 参照)を踏まえた業務の適正化等の措置や、その他計画的に推進することが重要と認められる措置を具体的に設定

【措置例】:学校徴収金の徴収・管理について、公会計化が適切かを検討した上で実施

:学校で対応が困難な事案に対し、教育委員会の相談窓口設置や弁護士等の活用などの体制を構築

:部活動について、地域展開・地域連携を推進、休養日・活動時間の適切な設定 等

(4) 今後の動き（予定）

○令和8年2月 総合教育会議において、県計画の策定状況、概要を報告

○令和8年3月 教育委員会会議において、県計画を決定

○令和8年度 第1回の総合教育会議において、策定した県計画を、給特法の規定に基づいて報告

○令和9年度以降 総合教育会議において、実施状況(目標達成状況含む)を、給特法の規定に基づいて報告

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上で基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
→ 100%とするこことを目指す
 - ✓ 1年間ににおける教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間
→ 平均で30時間程度となることを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間
→ 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. 服務監督教育委員会が講すべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ
 - ① 学校以外が担うべき業務
 - ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- デジタル技術を活用した校務の効率化
- 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進